

利 用 料 金 表

(1) 介護保険の訪問看護をご利用される方

【介護保険】（訪問看護）

金額（単位：円）

訪問看護時間	通常	早朝・夜間	深夜
20分未満（早朝・夜間・深夜のみ）	312	390	468
30分未満	469	587	704
30分以上60分未満	819	1,024	1,229
60分以上90分未満	1,122	1,403	1,683

【介護保険】（介護予防訪問看護）

金額（単位：円）

訪問看護時間	通常	早朝・夜間	深夜
20分未満（早朝・夜間・深夜のみ）	301	376	452
30分未満	449	561	674
30分以上60分未満	790	988	1,185
60分以上90分未満	1,084	1,355	1,626

※早朝・夜間とは午前6時～8時、午後6時～10時。

※深夜とは午後10時～午前6時。

※事業実施地域（益田市）以外のご利用は、実施地域の境から居宅までの距離の交通費の実費（1km当たり20円）を頂きます。但し、中山間地域に居住される利用者の方は、その他加算を参照。

※准看護師による訪問看護は、上記×0.9。

◆その他の加算等

金額（単位：円）

項目	料金	備考
複数名訪問加算 30分未満 30分以上	254 402	・2人で訪問看護を行った場合/回
長時間訪問看護加算	300	・1時間30分を超える訪問を行った場合/日
緊急時訪問看護加算	574	・最初の訪問日（月1回） ・緊急時訪問を行った場合は所定時間に応じた所定単位数がかかります ・一月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の加算がかかります
特別管理加算Ⅰ	500	・最初の訪問日（月1回） ・在宅悪性腫瘍管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態
特別管理加算Ⅱ	250	・最初の訪問日（月1回） ・在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡のいる状態等
ターミナルケア加算	2,000	・死亡日及び死亡日前14日以内2回以上ターミナルケアを実施した場合。介護予防訪問看護は対象外です
初回加算	300	・訪問看護計画書を作成した利用者に新規に訪問看護を提供した場合（初回の訪問月）

退院時共同指導加算	600	・入院中・入所中に主治医等と連携して指導した場合（退院・退所後の初回訪問時／回）
看護体制強化加算（Ⅰ）	600	・最初の訪問日（月1回）
看護体制強化加算（Ⅱ）	300	・最初の訪問日（月1回）
サービス提供体制強化加算	6	・サービス1回につき
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	—	・1回につきサービス費の5／100に相当する利用料を請求させていただきます
死後処置料（税別）	10,000	・材料費含めて頂きます

利用料金表

(2) 医療保険の訪問看護をご利用される方

【医療保険】

利用料の種類		徴収対象	利用料金	
基本料金		訪問看護	後期高齢者医療	毎回費用の 1 割・3 割
			前期高齢者医療 (70~75 歳未満)	毎回費用の 1 割・2 割・3 割
			健康保険	毎回費用の 3 割
			国民健康保険	毎回費用の 3 割
その他の 利用料	時間外延長 利用	2 時間を超える訪問看護	30 分毎	500 円
	営業時間外 利用	休日・時間外において 基本時間の看護サービスを行った場合	1 回につき	2,000 円

◆その他の利用料等

利用料の種類	金額
訪問看護基本療養費 (I) (1 日 1 回につき)	5,550 円 (週 3 日まで) 6,550 円 (週 4 日以降)
訪問看護基本療養費 (III) (1 月につき)	8,500 円 (入院中に外泊された利用者)
夜間・早朝・深夜訪問看護加算 (1 日につき)	2,100 円 (午前 6 時から午前 8 時、午後 6 時から午後 10 時まで) 4,200 円 (午後 10 時から午前 6 時まで)
難病等複数回訪問加算 (厚生労働省の指定疾患)	4,500 円 (1 日 2 回訪問) 8,000 円 (1 日 3 回以上の訪問)
複数名訪問看護加算 (週 1 回)	4,500 円 (看護師)
乳幼児又は幼児加算 (1 日 1 回につき)	1,500 円 (6 歳未満)
訪問看護管理療養費 (1 日につき)	7,440 円 (月の初日) 3,000 円 (2 日目以降)
機能強化型訪問看護管理療養費 3 (1 日につき)	8,470 円 (月の初日) 3,000 円 (2 日目以降)
長時間訪問看護加算 (1 週につき)	5,200 円
緊急訪問看護加算 (1 日につき)	2,650 円 (診療所・在宅支援診療所の指示による訪問)
退院時共同指導加算 (1 月につき) (利用者の状態に応じ月 2 回を限度)	8,000 円
特別管理指導加算	2,000 円 (厚生労働省が定める疾患・状態)

退院支援指導加算	6,000 円（退院日）（厚生労働省が定める疾患・状態）
24 時間対応体制加算（1 月につき）	6,400 円
特別管理加算（1 月につき）	2,500 円または 5,000 円（利用者の状態に応じる）
在宅患者連携指導加算（1 月につき）	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （月 2 回まで）	2,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費	1. 25,000 円 2. 10,000 円 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問
訪問看護情報提供療養費 1（1 月につき）	1,500 円（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村からの求めに応じて情報を提供した場合）
訪問看護情報提供療養費 2（1 月につき）	1,500 円（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該義務教育に入学時、転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合）
訪問看護情報提供療養費 3（1 月につき）	1,500 円（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、保健医療機関に入院し、又は入所する使用者について情報を提供した場合）

※公費負担者医療受給者については、一部を除いて基本利用料を支払う必要はありません。

※事業実施地域（益田市）以外のご利用は、実施地域の境から居宅までの距離の交通費の実費（1 km 当たり 20 円）を頂きます。（通常の事業実施地域は益田市です）

※死後処置料は実費 10,000 円（税別、材料費を含む）を頂きます。